

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月9日（水）午後1時30分から午後2時54分

2. 開催場所 合志市役所2階大会議室

3. 出席委員（11人）

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	平山	和敬
委員	2番	清原	啓喜
〃	3番	上野	育夫
〃	4番	平野	昭代
〃	6番	村上	幸記
〃	7番	長野	昌治
〃	8番	齋藤	典夫
〃	9番	野田	隆一
〃	10番	城	英夫
〃	11番	青木	恵夫
〃	12番	岡田	政広
〃	13番	坂口	正子

4. 欠席委員（1名）

委員	5番	高島	一久
----	----	----	----

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年9月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶を申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、こんにちは。暑い日がまだ続いていますが、本日に夜になると大変涼しくて明日が中秋の名月と聞いておりますけれども、本日に月を眺めながら時間が過ぎていくなというのを感じたところで秋の気配を感じるという気がいたします。

また先週は、台風12号の影響で皆さん台風の対策で大変だったかと思っておりますけれども、合志市においては特に大きな被害もなく本当に助かったなと思っております。また、13号のほうは北上してきそうですので、どちらにいくかわかりませんが、また備えあればということで台風対策のほうもしっかりお願いしたいなと思っております。

それから先週は、先日は熊本県の農地利用最適化推進大会のほうにご出席いただきましてありがとうございます。農地利用最適化推進大会というのを聞きながら、今回4月に新しく農業委員会に農業委員として活動したばかりの皆様方もいらっしゃると思いますので、どういうことをやっているのだろうということで大会のほうに出席された方もいたかと思っております。地域の中の農業の未来を考えてみませんかということで、これまで人・農地プランとして進めてきている内容でございます。ただ、来年からは人・農地プランの実質化というところを、地域計画ということで名前が改まるようではございますけれども、私たち合志市の中での農地をどのように地域の中で守っていくか。それを進めていくのにどうしたらいいかということで、皆さんが本当に頭を痛めながら地域の中で活動しているような状況でそういった中で、そういった中で、積極的に取り組んでいる山鹿市の活動報告を聞いていただいたわけなんですけれども、なかなか進まない中で積極的に取り組んでいる地域の話聞きながら、今後も山鹿市の進め方を見ながら、合志市にも取り入れられるところがあればしっかり取り入れて皆さんと話を進めていけたらいいなと思っております。

それから、横浜大学の先生のお話も本当に勉強になりました。特に今まで大都会のいろんな支援が多かったんですけれども、現在後継者が育っているというのは、中規模の農家のほうに後継者の皆さんが育ってきているということが変化として表れてきております。特に合志市の中でもそういう形になっているのではないかと思いますので、質問をさせていただいたんですけれども、大規模農家の支援はそのままお願いして、中規模のあるいは家族経営の農業にもぜひ支援をいただくように有識者のお先生のほうからお話をいただきたいということで、質問をさせていただいたところでした。

そういうことでこれから、また2年半皆さんと一緒に地域の農業を見守っていきたいと思いますので、そして実際に移せるところはしっかりと実践に移していければいいなと思っておりますので、今後とも勉強を重ねながらよろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日はですね、議案のほうは少し多くなっておりますので、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、5番、高島委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中13名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、11番の青木委員、12番の岡田委員を指名いたしますので、よろしくようお願いいたします。

-----○-----

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番の平山委員、2番の清原委員、3番の上野委員、7番の長野委員、8番の齋藤委員、9番の野田委員、11番の青木委員、12番の岡田委員、13番の坂口委員、以上9名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

（3）議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

番号1、上段の部分です。申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続きまして申請地の場所ですが、議案書の『別紙』の1ページをお開きください。図面中央の小さな斜線部分が申請地です。熊本大津線東側になります。

次に2ページが現況の写真です。

次別紙3ページが保有機械の写真になります。

続けて4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、以前よりここは水田として利用してある農地で、許可後も、水稻を作付けされる予定です。周辺地域への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（青木恵夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

8月30日の午後に、私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は規模拡大のための売買です。また、この申請で長年口頭契約を解消されるそうです。問題はないと思われます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 番号2のほうですが、議案書は同じく1ページになります。下段になります。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。今回の申請理由は、親子間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書の『別紙』5ページをお開きください。

廃プラ工場南側、東京エレクトロン九州西側、ちょうど中央斜線部分が申請地です。

次に6ページをお開きください。現地の写真です。次の7ページは、保有されている農業機械です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件ですが、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、申請地は、申請人父親の農地ですが、お父様のほうが申請人に名義の農地を持たせたいと考えられ、今回の申請になりました。今後も変わりなく作付けされるため周辺農地への支障はないものと考えられ該当いたしません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（青木恵夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

8月30日午後に、私と櫻井推進委員と事務局で現地調査をいたしました。申請の理由は規模拡大のための親子間の贈与です。長年親から農地を使用貸借で借り受けて耕作されてきました。将来を考え父が申請人名義の農地を持たせたいとの

気持ちから今回の申請になりました。
よろしくご審議お願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん方から何かご意見や質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書の今度は2ページになります。

番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書の『別紙』の9ページ、図面の中央4筆が申請地です。

続きまして、次の10ページをお開きください。10ページが現況写真です。連棟ハウスが建っております。野菜苗の育苗をされてます。

11ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に12ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件ですが、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、申請人が長年借り受けて、野菜苗の育苗をされておられました。

周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上、1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、野田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（野田隆一君） それでは、農家及び現地調査につきまして報告いたします。

8月30日に、私と鹿歸瀬推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請の理由は規模拡大のための農地の売買です。申請人は長年申請地を賃借して借り受け、野菜苗の育苗をされてきました。今回地主と売買の話がまとまり申請となりました。特に問題はないと思います。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さん方から何か意見やご質疑はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 続きまして、議案書2ページになります。2ページの中段、所有権移転です。

申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、規模拡大のための農地の売買でございます。

続けて申請の場所ですが、議案書の『別紙』13ページ、図面中央やや下の部分

に小さな斜線が見えると思います。大津植木線辻久保バイパス南側が申請地です。14ページをお開きください。現況写真になっております。

15ページが、保有されている農業機械です。

次に16ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件ですが、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、申請人は、地主からの依頼を受けての購入となりました。雑草がやや大きくなっておりますので、しばらく土を整えられてからの作付けというふうにお話を伺っております。

周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、長野委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（長野昌治君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

8月30日、私と林推進委員と事務局で現地調査を行いました。今回の申請理由は規模拡大のための売買です。地主さんは所有農地の管理や不安などから申請人へ売買を希望されました。今回話がまとまり申請となりました。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん方から何かご意見や質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 続きまして、議案書同じく2ページの一の下段になります。

申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、規模拡大のための農地の売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書の『別紙』17ページになります。図面中央やや上のほうですが、塩浸川の北側が申請地です。

続きまして、18ページが現況の写真です。

続きまして、19ページが、保有されている農業機械です。

次に20ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件ですが、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50アール以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、現在畑として利用されております。申請人の家の隣にあり、永年賃借権にて申請人が作付けをされてこられてます。所有権移転後も同様に作付けをされます。

周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、清原委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（清原啓喜君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告申し上げます。

8月30日午前、私と鈴木推進委員、事務局とで現地を調査をしました。申請の理由は、規模拡大による売買です。申請地は申請人の自宅の横にあるため申請人が前から耕作をされていました。地主と申請人の家族で今後のことを相談され申請となりました。特に問題はないと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

坂口委員。

○13番（坂口正子君） 最初の議案書のほうには田と書いてあるんですね。こっちでは畑、大豆を作付けされるということがかいてあります。ということは田なので水田を植えられる予定もあるんですか。

○事務局 議案書のほうには登記地目を書いておりまして、登記地目は田になっておりますので、田と記載しております。一方現況としましては大豆を作付けしてあり今後も引続き大豆を作られるとのことだったのでその旨を記載しています。

○13番（坂口正子君） 畑で大豆をやられると。

○事務局 はい。今は大豆ですね。その前は田んぼとして利用されている時期もあったそうです。この間、見に行ったときには、現地調査を行いました。その時には畑で大豆を植えてありました。

○13番（坂口正子君） わかりました。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、よろしかったでしょうか。そのほか、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号5について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

農地の転用、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用です。

議案書別紙の21ページをお願いいたします。図面左上の太枠斜線部分が番号1の申請地で、辛川鹿本線沿いにある農地となります。

次の22ページが申請地の現況です。

次の23ページが配置図となります。申請者は個人で、個人の所有する農地に個人住宅を整備する計画です。

24ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、野田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（野田隆一君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

去る4年8月30日、私と鹿歸瀬推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請人より申請内容をお聞きいたしました。申請地の周囲には農地があります。境界をブロック設置し、また、造成、排水について計画もされています。特段心配はないかと思いますが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして、上程いたします。農地の転用、番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号2の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用資材置場への転用です。

議案書別紙の27ページをお願いいたします。図面中央右側の太枠斜線部分が番号2の申請地で、竹迫みのり保育園の北東側、セブンイレブン合志竹迫店の南側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は既に農業用資材置場として利用されている状況でした。申請人からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、40年程前から農業用資材置場として使用していたとのことでした。農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の29ページが配置図です。申請者は専業農家で、現況のまま農業用資材置場として利用する計画です。

30ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、約600㎡の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査についてご報告いたします。

8月31日の午後に、私と渡邊推進委員、農業委員会の職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容をお聞きしました。申請地の北側には農地がありますが、現地はすでに舗装をされており、土砂の流出も心配なく、周辺農地への影響は特段心配ないかと思います。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して農業委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の33ページをお願いいたします。図面右上側の太枠斜線部分番号1の標記がある箇所が番号1の申請地であります。ルーテル学院グラウンド及び西合志中学校の東側に位置する農地です。

次の34ページが申請地の現況です。

少し飛びまして、37ページが配置図となります。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅19棟を整備する計画です。

すみません、また飛びます。40ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、43ページにお示ししておりますとおり、申請地は約5.4haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。

8月30日の午後、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西側及び東側は農地ですが、境界に擁壁及びコンクリートブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、また造成排水について計画もされているため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご質問やご意見はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明を申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の45ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、市営南原住宅の北西側、県道熊本菊鹿線の東側に位置する農地です。

次の46ページが申請地の現況です。

次の47ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅13棟を建設する計画です。

48ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の49ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるいろいろ歯科こども歯科

クリニック及び公益的施設であるクローバー保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（坂口正子君） 現地調査につきまして報告します。

令和4年8月30日の午前、私と高島委員、緒方推進委員、農業委員会事務局の人で現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の南、西側は農地ですが、すでに擁壁が設置されておりまた造成、排水について計画もされているため、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましても、転用規模が3,000㎡を超えますために、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の51ページをお願いいたします。図面中央下部の太枠斜線部分が番号3の申請地で、きくちのまんま合志店及び県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の52ページが申請地の現況です。

次の53ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地6区画を整備する計画です。

54ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の55ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況について検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、上野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（上野育夫君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします。

令和4年8月30日の午後、私と高島推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きいたしました。申請地の北側は農地ですが、境界には擁壁及びコンクリートブロックを設置し土石流出防止に努めるとのことです。また造成、排水について計画もされているため、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権移転です。

すみません、ちょっと戻りますが、議案書別紙の33ページをお願いいたします。図面右側の太枠斜線部分番号4の標記がある箇所が番号4の申請地で、ルーテル学院グラウンド及び西合志中学校の東側に位置する農地です。

35ページが申請地の現況です。

また飛びまして、38ページが配置図となります。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅6棟を整備する計画です。

飛びまして、41ページですね。41ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、43ページにお示ししておりますとおり、農地の広がりには申請地の1,468㎡のみであることから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

8月30日の午後、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲には農地はなく、隣接地との境界には擁壁及びコンクリートブロックを設置予定で、土石流出防止がなされており、また造成、排水についてを計画されているため、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の57ページをお願いいたします。図面右上の太枠斜線部分が番号5の申請地で、ルーテル学院グラウンド及び西合志中学校の北東側に位置する農地です。申請地南側及び申請地の間に位置する点線囲みの部分につきましては、既存の資材置場の部分です。

次の58ページが申請地の現況です。

次の59ページが配置図です。申請者は設備・管・土木工事業を営む法人で、点線囲みの隣接する既存資材置場では事業のための敷地が不足するため、当該申請地を売買により取得し、申請者の事業のための資材置場を拡張する計画です。

60ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の61ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため許可可能です。点線囲みの既存敷地は4,349.67㎡で、今回の農地転用申請地である第1種農地は1,382㎡なので、拡張面積が既存施設面積の2分の1以下になるため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山

委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

8月30日午後、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は農地に面しておらず、周囲は申請者所有の既存資材置場及び道路に面しており、申請地の東側は崖になっているため資材を置く際は、境界から離し設置し崖崩れの防止に努めるとのことです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして、上程いたします。

所有権移転、番号6につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号6の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権移転です。

続きまして、ちょっとまた戻りますが議案書別紙の33ページをお願いいたします。図面右側の太枠斜線部分番号6申請地と書いてあるところですね、番号6の標記がある箇所が番号6の申請地で、ルーテル学院グラウンド及び西合志中学校の東側に位置する農地です。

次ちょっと飛びまして、36ページが申請地の現況です。

39ページが配置図となります。申請者は不動産業を営む法人で、隣接する建売住宅の現場や、当該申請地周辺の土地において今後宅地開発等の事業が見込まれるため、当該申請地を売買により取得し、資材置場を整備する計画です。

またちょっと飛びます。42ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基

準についてですが、次の43ページにお示ししておりますとおり、申請地は約5.4haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

8月30日午後、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の西、東側には農地がありますが、隣接地との境界にはコンクリートブロックを設置し、敷地内に浸透柵を設置予定で土砂流出防止がなされているため、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質問はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号6は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号7の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の63ページをお願いいたします。図面左側の太枠斜線部分が番号7の申請地で、合志小学校の南西側に位置する農地です。申請地北側に位置する点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要の無い宅地の部分です。

次の64ページが申請地の現況です。

次の65ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地及び隣接する宅地を売買により取得し、申請者の特定建築条件付売買予定地5区画を整備する計画です。

66ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の67ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところにつきまして検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、齋藤委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（齋藤典夫君） それでは、現地調査について報告します。

8月30日の午前、私と山田推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は東、南側が農地に面しておりますが、境界には擁壁及びコンクリートブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされており、また造成、排水についても計画されているため特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号7は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号8につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

所有権移転番号8の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、贈与による所有権移転です。

議案書別紙の69ページをお願いいたします。図面中央下部の太枠斜線部分が番号8の申請地で、御代志市民センターの北東側及び国道387号線の西側に位置する農地です。

次の70ページが申請地の現況です。

次の71ページが配置図です。申請者は個人で、譲受人の祖父である譲渡人から当該農地を贈与により取得し、個人住宅を整備する計画です。

72ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の73ページにお示ししておりますとおり、約0.8haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（平山和敬君） 現地調査につきまして報告します。

8月30日午後、私と内平推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の北側、東側に農地はありますが、隣接地との境界にはコンクリートブロックを設置予定で、土砂流出防止がなされています。また造成、排水について計画もされているため特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号8について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号8は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借件設定につきまして上程いたします。

使用貸借件設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、使用貸借権設定です。

議案書別紙の75ページをお願いいたします。図面左上の太枠斜線部分が使用貸借権設定番号1の申請地で、辛川鹿北線沿いに位置する農地です。

次の76ページが申請地の現況です。

次の77ページが配置図です。申請者は個人で、父所有の当該土地を使用貸借により借受け、個人住宅を建築する計画です。

78ページをお願いいたします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の79ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませんでした。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、野田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（野田隆一君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年8月30日の午前、私と鹿歸瀬推進委員、農業委員会職員とで現地調査

を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きいたしました。申請地の周囲には農地がなく、境界にブロックを設置し、また造成、排水について計画もされています。特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、平野委員。

○4番（平野昭代君） この申請に関しては、先ほどの4条の1番の申請と同時に申請されたものと思うんですけども、4条の場合は集落接続ということがわかるんですけど、こちらの使用貸借権の設定の申請の場合は、例えば4条と一緒に申請したのもって集落接続ということであれば同時期の申請はどうなのかなと思うんですけども。4条が例えば、宅地に代わった後であれば問題なくいけると思うんですけども。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局にお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局 集落接続に関してですが、地域の状況に応じて必ずしも隣同士接していなければならないということではありません。今回の案件のように既存の住宅が主要となる道筋に点在しているような地域であれば、接していない場合でも一つの集落として考えても良いとの考え方から、道路を挟んで北側にある住宅と、南側、東側の住宅まで含めて一つの集落として考えることができ、その間にある今回の場所も同一の集落内として判断いたしました。

○議長（福嶋求仁子君） 今の説明でよろしかったでしょうか。

○4番（平野昭代君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（福嶋求仁子君） いつもありがとうございます。その他質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、その他、ご質問がなければ採決を行いたと思います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつ

きまして上程いたします。
事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお開きください。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次に8ページをお開きください。8ページは、農用地利用集積計画の総括表になっております。左側が今回9月総会分です。右側が第1回からの利用権設定の累計数になっております。

次の9ページ、利用権設定等一覧表の中の所有権移転の関係になります。

次の10ページお開きください。今回の利用権設定一覧表です。表の右側、農用地面積(イ)の計画の下が利用権設定総合計の面積22,232㎡になります。

次の11ページをご覧ください。

今回の利用権設定申出書・計画書の件数です。3件になります。

1番から3番まですべて新規の申請となっております。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用付内容、期間、10a当たりの賃借料の順に説明をいたします。

番号1、賃借権、飼料作物10年、10,000円です。

番号2、賃借権、飼料作物10年、10,000円です。

番号3、賃借権、飼料作物4筆ありますが10年で10,000円です。

表の下のほうになりますが、今回中間管理機構を通じた貸し借りがっております。

番号1、賃借権、大根、大豆、スイートコーン、10年、15,000円です。

番号2、使用貸借権、大根、大豆、10年、0円です。

次の12ページをお開きください。所有権移転です。今回は、2件あります。こちらは、各自でご確認ください。

以上、第4号議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

次に、12ページ下段のほうになりますが農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計をご報告いたします。

今回の合意解約件数は、8件25,433㎡でございます。

内契約予定件数が7件、21,228㎡でございます。

契約が無い件数といたしまして1件4,205㎡です。今回7件は次の契約が予定されております。

また、この契約が無い農地につきましては、地主よりあっせん申し出がっております。

これで第4号議案の説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。その他質問はございませんか。質問はよろしいですか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書13ページをお開きください。

売買希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、15ページ、16ページになります。太枠斜線部分が申出地で、15ページのほうが竹迫城跡公園の東側、県道住吉熊本線の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、農地法3条賃借権にて借人に貸していたものの、地主は、県外に居住していることもあり、将来を考え、農地を手放したい、また、借人も契約を終わらせたいと双方の気持ちが合い合意解約に至り、今回、あっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出区域の担当委員であります齋藤委員、福嶋委員、澤田推進委員をお願いいたします。

続きまして議案書13ページをお開きください。

売買希望番号2、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。なお、現在は売買希望ですが、令和5年3月までに買い手が見つからなければ賃借を希望するとのことです。

続けて申請地の場所ですが、17ページになります。図面中央太枠斜線部分が申出地で、上生川クリーンセンターの北西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、地元の農家に貸しているものの、借り手も高齢で小作を辞めようと考えているとの話があり、あっせんを申し出てきた

次第です。

あっせん委員についてですが申出区域の担当委員であります村上委員、安武推進委員にお願いいたします。

続きまして議案書の14ページをお開きください。

賃借希望番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、18ページになります。太枠斜線部分が申出地で、西合志中央小学校の東側、上生川沿い位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、合生の自宅から耕作地が遠いため、もっと高齢になると通えず耕作放棄地になるのではないかと思い、あっせんで申し出てきた次第であります。

あっせん委員についてですが申出区域の担当委員であります平山委員、内平推進委員にお願いいたします。

続きましてちょっと戻ります。14ページをお願いいたします。

賃借希望番号2、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて場所ですが、17ページになります。図面右上太枠斜線部分が申出地でありまして、上生川クリーンセンターの北側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、地元の農家に貸しているものの、借り手が高齢で小作を辞めようと考えているとの話があり、あっせんで申し出てきた次第であります。

あっせん委員についてですが、申出区域の担当委員であります村上委員、安武推進委員にお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特にご質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしくお願ひいたします。

以上で議案のほうが終わりましたので、事務局へお返しいたします。

-----○-----

(4) 閉会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和4年9月の農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時54分

